

2007年6月 日

山県市議会議長 村橋安治 様

選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議について

上記の議案を別紙のとおり、山県市議会会議規則第14条の規定により発案する。

提出者 山県市議会議員

山県市議会議員

別紙

選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議

横山善道岐阜県議会議員、渡辺政勝山県市議会議員、武藤孝成同、村瀬隆彦同、吉田茂広同は、速やかに自ら議員としての職を辞すことを山県市議会として勧告する。

決議の理由

私たち議員は、高い倫理観と見識、決意のもと、法令遵守を旨として議員活動に努めなければならない。

去る6月9日以降の新聞やテレビの報道のとおり、2004年4月執行の山県市議会議員選挙にかかる選挙公営ポスター代の水増し詐欺容疑で岐阜県警捜査二課と山県署が印刷業者及び候補者を聴取した。

山県市議会議員を辞して今年4月に山県市選挙区選出の県議会議員となった横山善道県議、渡辺政勝市議、武藤孝成市議、村瀬隆彦市議、吉田茂広市議の5人は、6月15日に県庁において、基本的な事案を認めて謝罪する会見を行った。しかし、経緯及び身の処し方には答えないと報道されている。

容疑にかかる行為そのこと自体が許されないことは当然である。

当事者が容疑を否認するならともかく、当事者が捜査事案を認めた、即ちそれぞれの議員による当該水増し詐欺が事実であったということは、山県市議会の品位を著しく汚すものであり、かつ市民の信頼を大きく裏切るものである。同時に、県議会にもかかわることから県民の声も厳しい。

一部の者は書類送検されたら辞すと述べたとの報道もある中、当事者の対応の無責任さは、山県市議会の対応が叱責されることに代表されるように一層に議会を侮辱するものである。市民の不信と怒りはなお高まり、山県市の信用までをも失墜している。県議会批判も増えている。

当事者議員の社会的、同義的責任は極めて重い。

このままでは、市議会運営、市政運営に支障が生ずることは予想に難くない。

多くのものが耐え難い思いをし、憤る事態になったことに鑑み、山県市議会は、今般の事態への速やかな対応として、選挙公営ポスター代水増し関与議員は、速やかに、自ら県議会議員、あるいは市議会議員としての職を辞すことを勧告する。

以上、決議する。

辞職勧告決議案を提出

ポスター費で 水増し認めた5人に

選挙ポスター製作費の水増し問題で揺れる岐阜県山形市の市議二人が二十日、水増し請求を記者会見で認めた元市議の横山善道(五)と市議四人の計五人に対する辞職勧告決議案を村橋安治市長に提出した。開会中の六月定例会で採決される見通しだが、決議に法的拘束力はない。

第3種郵便物認

市議ら5人の辞職要求

寺町市議ら 勧告決議案を提出

寺町知正氏(無所属)と中田静枝氏(共産)で「(水増しを)認めた」ということは重く、身を引いていただかなければ(寺町氏)などとしている。

二〇〇四(平成十六)年四月の山形市議選で、公費負担されるポスター代を、市議ら数人が水増し請求したとされる詐欺容疑事件に関し、別の同市議二人が二十日、水増しを認めた、当時市議だった泉議と市議計五人の辞職勧告決議案を同市議会議長あてて提出した。

二十九日の定例会最終日までに本会議に提案され、審議される。提出したのは、寺町知正市議(五)と中田静枝市議(五)だ。辞職を求めるといって、今年四月の県議選で市議からくち替えた横山善道(五)、渡辺政勝(五)、武藤孝成(五)、吉田茂広(五)、村瀬隆彦(五)だ。

6.21 岐阜

水増し請求議員に 辞職勧告決議案

山形市ポスター費問題

2004年の山形市議選で当選した市議らが、ポスター製作費を水増し請求したとして、県警から詐欺容

疑で事情聴取されている問題で、同市議会の寺町知正市議と中田静枝市議は二十日、村橋安治議長に、水増し請求を認めた元市議の泉議一人と市議四人の五人に

認めた市議らの 辞職勧告案提出

山形2市議

岐阜県山形市議選のポスター代水増し問題で、同市の寺町知正市議(無所属)と中田静枝市議(共産)は二十日、水増し請求したことを認めた元市議の横山善道・岐阜県議と4市議について、それぞれ議員を辞職するよう勧告する決議案を、同市議会の村橋安治議長に提出した。

寺町市議は「有権者に最もまじめに向き合うべき選挙で水増しをした責任は重い。政治家としての身を引くべきだ」という意思表示を、議会として示すべきだ」と話し、21日の本会議で議員提案できるように対応を求めた。

6.21 毎日

身の処し方は答えてなく、議事を侮辱している」とし、「速やかに議員を辞めるよう山形市議会として勧告したい」と、提出理由を説明した。

山形市議ら5人の 辞職勧告案提出へ

ポスター費問題

04年の岐阜県山形市議選でポスター製作費の水増し請求を認めた同市議4人と元市議の泉議について、同市議の寺町知正氏(無所属)と中田静枝氏(共産)が二十日、5人の辞職勧告決議案を村橋安治議長に提出した。村橋議長は開会中の定例会に提出する考えを示した。対象者は、渡辺政勝▽武藤孝成▽村瀬隆彦▽吉田茂広の4市議と、元市議で今年4月の県議選で当選した横山善道市議。寺町氏は横山県議を含めたことについて「市議会の意思を示すという意味で加えた」と説明している。

【宮田正和】

6.21 毎日

6.21 毎日

県議選ポスター費過剰請求

一部返還を受け入れ

県選管

今年四月の県議選でポスター費の過剰請求があったとして県議選(61)が、ポスター代の過剰請求分返還を県選挙管理委員会に申し出ていた問題で、県選管は二月中旬ごろ、ポスターの製作を業者者に依頼。業者は選挙公営制度の対象ではない屋内掲示用のポスター製作費約三十万円も含めて県選管に請求し、支給を受けたと

業者は「制度を理解し、おろそか、製作費をすべて請求していいものと同様に請求した」として、県選管は業者の言い分を受け入れ、請求の訂正に応じた。近く業者あてに返還のための納付書を送付するという。

(坪井千雄)

6.21 早朝

岐阜県選管へ返還受理へ

選挙公営制度が適用された4月の岐阜県議選で当選した県議(61)が、ポスター代の過剰請求分返還を県選挙管理委員会に申し出た問題で、県選管は20日、申請を受理することを決めた。「県議からは、業者からの返還なので公選法上の問題はない」と判断した。

県議や印刷業者によると、ポスター代は上限額に近い約78万円を県選管に請求し、支払われた。しかし、本来は請求できない屋内掲示板用のポスター代約30万円も含まれていたといい、印刷業者は「単純ミス。ポスター代は限度額の範囲内であれば支給されると思っていました」と説明していた。

県選管は「請求に誤りがあれば訂正し、その分を返還してもらう」とし、今後返還の申し出があれば事情を聴いた上で受け付けるという。県議は「すべて人任せだった。受理されて、ほっとした」と話した。一方、同県山県市は、水増しを認められた市議らの返還を受け付ける方法を法的に検討する委員会設置の準備を始めた。公選法上禁止されている政治家の寄付行為にあたらぬように返還させる方法を検討する。

水増し分返還金 選管受理決める

岐阜県議申し出
今年4月の岐阜県議選で当選した男性県議(61)が、公費負担のポスター製作費を過剰請求したとして申し出ていた約30万円の返還について、同県選挙管理委員会は20日、受理することを決めた。県議は過剰請求を「過大」と説明しており、県選管は「納得のいく理由が得られた」と話している。

県議は各務原市選挙区選出。同選挙区のポスター代の公費負担のほぼ上限の78万4100円を県に請求。製作した業者が

4月当選の県議

四月の県議選で当選した県議(61)が、選挙公営制度に基づいて県から支払われるポスター製作費の過大請求があったとして、訂正と返還を申し出ていた問題で、県は二十日、この県議側からの申し出を正式に受理した。

県は、前例がない申し出だったため慎重に検討してきたが、受理しない理由がないと判断した。理由は「故意でなく、事務的誤り」との理由を説明した文書も添えていた。県選管にはこの日までに納付し、返還分を納付してもらう。県選管によると、県議手続などについて相談があったという。

月十四日、ポスター代金の訂正と過剰請求分の返還を申し出た。代理人からは「故意でなく、事務的誤り」との理由を説明した文書も添えていた。県選管にはこの日までに納付し、返還分を納付してもらう。県選管によると、県議手続などについて相談があったという。

【中村かさね】